

築上町告示第76号

令和3年第3回築上町議会定例会を次のとおり招集する

令和3年8月19日

築上町長 新川 久三

- 1 期 日 令和3年9月2日
  - 2 場 所 築上町役場議事堂
- 

○開会日に応招した議員

江本 守君	吉原 秀樹君
北代 恵君	宗 晶子君
丸山 年弘君	池永 巖君
鞆野 希昭君	工藤 久司君
武道 修司君	池亀 豊君
田村 兼光君	信田 博見君
田原 宗憲君	塩田 文男君

---

○9月6日に応招した議員

---

○9月8日に応招した議員

---

○9月9日に応招した議員

---

○9月16日に応招した議員

---

○応招しなかった議員

---

---

令和3年 第3回 築上町議会定例会会議録 (第1日)

令和3年9月2日 (木曜日)

---

**議事日程 (第1号)**

令和3年9月2日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議席の変更
- 日程第4 諸般の報告
- ①議長の報告 (提出された案件等の報告)
  - ②町長の報告
    - 報告第3号 令和2年度健全化判断比率の報告について
    - 報告第4号 令和2年度資金不足比率の報告について
    - 報告第5号 しいだサンコー株式会社の経営状況の報告について
    - 報告第6号 東九州コミュニティー放送株式会社の経営状況の報告について
    - 報告第7号 株式会社つきプロヴァンスの経営状況の報告について
- 日程第5 議案第47号 令和3年度築上町一般会計補正予算 (第5号) について
- 日程第6 議案第48号 令和3年度築上町水道事業会計補正予算 (第1号) について
- 日程第7 認定第1号 令和2年度築上町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第8 認定第2号 令和2年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第9 認定第3号 令和2年度築上町奨学金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 認定第4号 令和2年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 認定第5号 令和2年度築上町霊園事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 認定第6号 令和2年度築上町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 認定第7号 令和2年度築上町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 認定第8号 令和2年度築上町水道事業会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 認定第9号 令和2年度築上町下水道事業会計歳入歳出決算の認定について

- 日程第16 議案第49号 築上町個人情報保護条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議案第50号 築上町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 議案第51号 築上町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第19 議案第52号 築上町企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第20 議案第53号 京築広域市町村圏事務組合を組織する市町村数の減少及び京築広域市町村圏事務組合規約の変更について
- 日程第21 議案第54号 京築広域市町村圏事務組合からの行橋市及び京都郡苅田町の脱退に伴う財産処分について
- 日程第22 議案第55号 築上町過疎地域持続的発展計画について

---

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議席の変更
- 日程第4 諸般の報告
- ①議長の報告（提出された案件等の報告）
  - ②町長の報告
    - 報告第3号 令和2年度健全化判断比率の報告について
    - 報告第4号 令和2年度資金不足比率の報告について
    - 報告第5号 しいだサンコー株式会社の経営状況の報告について
    - 報告第6号 東九州コミュニティー放送株式会社の経営状況の報告について
    - 報告第7号 株式会社つきプロヴァンスの経営状況の報告について
- 日程第5 議案第47号 令和3年度築上町一般会計補正予算（第5号）について
- 日程第6 議案第48号 令和3年度築上町水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第7 認定第1号 令和2年度築上町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第8 認定第2号 令和2年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第9 認定第3号 令和2年度築上町奨学金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 認定第4号 令和2年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計歳入歳出決算

の認定について

- 日程第11 認定第5号 令和2年度築上町霊園事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 認定第6号 令和2年度築上町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 認定第7号 令和2年度築上町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 認定第8号 令和2年度築上町水道事業会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 認定第9号 令和2年度築上町下水道事業会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 議案第49号 築上町個人情報保護条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議案第50号 築上町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 議案第51号 築上町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第19 議案第52号 築上町企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第20 議案第53号 京築広域市町村圏事務組合を組織する市町村数の減少及び京築広域市町村圏事務組合規約の変更について
- 日程第21 議案第54号 京築広域市町村圏事務組合からの行橋市及び京都郡苅田町の脱退に伴う財産処分について
- 日程第22 議案第55号 築上町過疎地域持続的発展計画について

---

出席議員 (12名)

1番 江本 守君	2番 吉原 秀樹君
3番 北代 恵君	4番 宗 晶子君
5番 丸山 年弘君	6番 池永 巖君
7番 鞆野 希昭君	8番 工藤 久司君
9番 武道 修司君	10番 池亀 豊君
12番 信田 博見君	14番 塩田 文男君

---

欠席議員 (2名)

11番 田村 兼光君	13番 田原 宗憲君
------------	------------

---

欠 員 (なし)

---

事務局出席職員職氏名

局長 西田 哲幸君 課長補佐 横内 秀樹君  
総務係長 城山 琴美君

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 新川 久三君 副町長 …………… 八野 紘海君  
教育長 …………… 久保ひろみ君  
会計管理者兼会計課長 …………… 石井 紫君  
総務課長 …………… 元島 信一君 企画財政課長 …………… 椎野 満博君  
まちづくり振興課長 …… 桑野 智君 人権課長 …………… 樽本 知也君  
税務課長 …………… 今富 義昭君 子育て・健康支援課長 …… 吉川 千保君  
保険福祉課長 …………… 種子 祐彦君 産業課長 …………… 鍛冶 孝広君  
建設課長 …………… 神崎 秀一君 都市政策課長 …………… 首藤 裕幸君  
上下水道課長 …………… 福田 記久君 住民生活課長 …………… 武道 博君  
学校教育課長 …………… 野正 修司君 生涯学習課長 …………… 古市 照雄君  
代表監査委員 …………… 尾座本雅光君 監査事務局長 …………… 田村 貴志君

午前10時00分開会

○議長（武道 修司君） ただいまの出席議員は12名です。定足数に達していますので、令和3年第3回築上町議会定例会を開会いたします。

新川町長から行政報告の申出がありますので、これを許します。新川町長。

○町長（新川 久三君） 皆さん、おはようございます。本日、議会第3回定例会を招集いたしましたところ、全議員の参加を頂きまして、大変ありがとうございます。

若干の行政報告をさせていただきたいと思いますが、ちょうど盆前から台風、それから大雨ということで、非常に悪天候が続きましたが、本町での被害状況と申しますか、本町での被害状況は、今、県のほうで林道を造っていただいております国見線と、ここで極楽寺地内の、一応ここは完成して、町のほうは引取りをしておるという状況の林道でございますけれども、一応この雨で崩落、数か所をしていったということ、それと多々、若干の土砂を取り除けばいいような土砂崩れも若干あっております。

それから、水路については、寒田の水路、これがやはり雨水が多くて擁壁が倒壊したという、それから船迫の水路も若干壊れておると。もう1件は、下水道が非常にはげにくかったということで、オーバーフローしながら上から流れ込んでいったということで、道路の損壊と、それから、

一応この下水道のくみ取りをしなければ汚水が充満、あふれ出るというような状況もございました、これを急遽し尿処理業者のほうにくみ取りをずっとしていただいたというふうなことで、大変な雨でございましたけれど、大雨の報告でございます。

それから、コロナ関係の報告でございますけれども、本町での感染例といいますか、29日までに83例ございました。しかし、まだ県の発表ございませんが、児童館の中で1名発症して、児童館は今休止をしておるんで84例目。85例目も、ちょっと今濃厚接触者がおるというような形もありますんで、どうなるか分かりませんが、現在では84人の一応陽性者が出てきておるということで、児童館は一応閉鎖をしておるところでございます。

そして、ワクチンの状況でございますけれども、全体のワクチンの、12歳から一応対象者はございますが、全体で第1回目を接種したのが70.4%、それから2回目を接種済みの方が、たしか64.3%だったと思いますけれど、大体、国、県より平均以上に、本町においては接種はなされておるということを、御報告を申し上げます。

それからもう1点、B&G財団がございまして、本町のB&G活動が非常に顕著な状況にあったという評価を頂きまして、防災拠点整備事業助成決定というのを、8月の24日の日に頂きました。金額にして総額3,900万を頂けると。そして、内訳は1つ小型の重機、バックホーを1台、それからこれを運ぶトラック、それと水上モーターバイク、それから一応トラックと、それから重機を入れる、それからいろんな機材を入れる倉庫1棟を建設をしていただくということで、そういう形で全国100か所、一応指定をするという予定でB&Gが申しおりましたが、第1次で25か所の中選ばれてまして、こういう事業を頂いたということを、御報告を申し上げます。

それから、もう1点は明るいニュースでございますけれども、今、ビーチバレーということで、行橋ドルソーレが本町とも協定をしながら青少年の育成に寄与していただいておりますが、この行橋ドルソーレの出身といいますか、本町出身の行橋市出身の大場君が世界大会に出て、読売新聞等々に大場崇晃というんかね、選手、大活躍というような記事も載っております、すばらしい形で活躍して、残念ながら決勝まで行ったんですけど、決勝でロシアに一応惜敗したと。こういう状況でございますけれど、こちらに帰ったときは役場のほうに報告に来たいという、一応メールも来ておるところでございますので、御報告を申し上げます。

それから、本議会は、私からの報告案件が5件、そして補正予算を2件、決算が8件、それから条例の改正4件、その他ということで、広域圏の一応規約の改正等々の案件が3件と。

それから、議運のほうにはお願いをしておりましたけれども、中日のほうにちょっと間に合いませんでした先ほどの災害の関係の補正予算を提案させて、これは一般会計と下水道関係の部分、それからもう1件が、ごみ焼却場のいわゆる解体の請負契約議案を1件、中日のほうに提出させ

ていただきたいということで、議運のほうには申しあげているところでございます。

以上、私からの行政報告でございますけれども、今議会、皆さんの御審議を頂きながら、全議案、採択、認定を頂きますよう、よろしく願い申し上げまして、御挨拶とさせていただきます。

○議長（**武道 修司君**） 行政報告が終わりました。

これより本日の会議を開きます。

ここで、閉会中に、各常任委員会並びに議会運営委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果が手元に届いていますので、御報告をさせていただきます。総務産業建設常任委員会の委員長に塩田文男議員、副委員長に田原宗憲議員、厚生文教常任委員会の委員長に田村兼光議員、副委員長に池亀豊議員、議会運営委員会の委員長に塩田文男議員、副委員長に田村兼光議員、以上のとおり互選されましたことを御報告いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

#### **日程第1. 会議録署名議員の指名**

○議長（**武道 修司君**） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、7番、鞆野希昭議員、8番、工藤久司議員を指名いたします。

---

#### **日程第2. 会期の決定**

○議長（**武道 修司君**） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

議会運営委員会の報告を求めます。塩田議会運営委員会委員長。塩田委員長。

○議会運営委員長（**塩田 文男君**） 議会運営委員会の報告をいたします。

8月30日、議会運営委員会を開催し、お手元に配付の会期日程案のとおり決定いたしました。

9月2日木曜日の本日は、本会議で議案の上程。

9月3日金曜日は、考案日とします。

9月4日土曜日、5日日曜日は、休会といたします。

9月6日月曜日は、本会議で、議案に対する質疑と委員会付託といたします。

9月7日火曜日は、考案日といたします。

9月8日水曜日、9日木曜日は、本会議で一般質問とします。一般質問については8名の通告があり、8日4名、9日4名といたします。

9月10日金曜日は、一般質問予備日とします。

9月11日土曜日、12日日曜日は、休会とします。

9月13日月曜日は、厚生文教常任委員会とします。

9月14日火曜日は、総務産業建設常任委員会とします。

9月15日水曜日は、委員会予備日とします。

9月16日木曜日は、本会議で委員長報告、質疑、討論、採決といたします。

所管外の議案質疑要望の締切りについては、9月7日の正午までといたします。

以上、会期は、本日から9月16日までの15日間とすることが適当だと決定しましたので、御報告いたします。

以上です。

○議長（**武道 修司君**） お疲れさまでした。議会運営委員会の委員長の報告が終わりました。

お諮りします。本定例会の会期は、委員長報告のとおり、本日9月2日から16日までの15日間と決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 異議なしと認めます。よって、会期は、本日から9月16日までの15日間に決定をいたしました。

---

### **日程第3. 議席の変更**

○議長（**武道 修司君**） 日程第3、議席の変更を行います。

会議規則第4条第3項の規定に基づき、お手元に配付しています議席表のとおり変更いたします。

---

### **日程第4. 諸般の報告**

○議長（**武道 修司君**） 日程第4、諸般の報告をいたします。

本日提案されています議案は、お手元に配付していますように、議案第47号ほか17件です。ほかに、例月出納検査報告が配付のとおり提出されていますので、併せて報告をいたします。

次に、町長から報告があります。報告第3号令和2年度健全化判断比率の報告についてから、報告第7号株式会社つきプロヴェアンスの経営状況の報告についてまでを一括して報告していただきます。

職員の朗読に続いて、報告内容の説明を求めます。椎野企画財政課長。

○企画財政課長（**椎野 満博君**） **報告第3号**令和2年度健全化判断比率の報告について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、令和2年度健全化判断比率を別紙監査委員の意見をつけて報告する。

**報告第4号**令和2年度資金不足比率の報告について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、令和2年度資金不足比率を別紙監

査委員の意見をつけて報告する。

**報告第5号** しいだサンコー株式会社の経営状況の報告について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、別紙のとおり報告する。

**報告第6号** 東九州コミュニティー放送株式会社の経営状況の報告について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、別紙のとおり報告する。

**報告第7号** 株式会社つきプロヴァンスの経営状況の報告について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和3年9月2日提出、築上町長新川久三。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 報告第3号でございます。令和2年度の決算数値を基に算出された健全化判断比率の4指標を報告をいたします。健全化判断比率の4指標とは、①実質赤字比率、②連結実質赤字比率、③実質公債費比率、④将来負担比率であり、令和2年度決算においては、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は比率がございません。実質公債費比率は8.5%、将来負担比率は43.5%となっております。以上でございます。

次に、報告第4号でございますが、令和2年度の決算数値を基に算出された公営企業会計の資金不足比率を報告するものでございます。令和2年度決算においては、水道事業会計及び下水道事業会計の資金不足比率は比率がございません。

以上でございます。

次に、報告第5号でございますけれども、しいだサンコー株式会社の経営状況の報告でございます。当期の経営状況は、純売上高が4,568万7,120円で、対前年度比マイナスの1,697万976円ということで、比率は27.08%の減収になっております。また、営業費用（販売費用及び一般管理費）は、4,480万2,218円、対前年度マイナスの1,383万4,082円で、これも23.59%の、一応減額となったところでございます。なお、経常利益は90万3,358円ということで、税引き後の当期純利益は90万2,735円となっております。以上でございます。

次に、報告第6号東九州コミュニティー放送株式会社の経営状況の報告でございます。

当期の経営状況は、売上利益1,936万3,379円で対前年に対しまして22万4,803円の、率は1.1%の減収となっております。また、営業費用（販売費及び一般管理費）は、1,696万4,669円で対前年に対して87万6,776円、4.9%の減額となりました。

なお、経常利益金額は241万8,794円、当期純利益は152万6,602円となり、昨年度に引き続き黒字となっております。以上でございます。

次に、報告第7号株式会社つきプロヴァンスの経営状況の報告でございます。

当期の経営状況は、総売上高8,372万6,284円で対前年度288万5,224円、3.57%の増加となっております。また、営業費用（販売費及び一般管理費）は、8,993万2,480円で対前年度299万7,274円、3.45%の増加となりました。

なお、経常利益は600万8,140円の赤字、当期純利益は619万640円の赤字となっております。

以上、地方自治法243条の3第2項の規定により、全て議会に報告するものでございます。以上でございます。

○議長（武道 修司君） 報告が終わりました。

#### 日程第5. 議案第47号

#### 日程第6. 議案第48号

○議長（武道 修司君） ただいまより議事に入ります。

お諮りします。日程第5、議案第47号令和3年度築上町一般会計補正予算（第5号）についてから、日程第6、議案第48号令和3年度築上町水道事業会計補正予算（第1号）についてまでを、会議規則第37条の規定により一括議題としたいが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 異議なしと認めます。よって、議案第47号から議案第48号までを一括議題といたします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。椎野企画財政課長。

○企画財政課長（椎野 満博君） 議案第47号令和3年度築上町一般会計補正予算（第5号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、令和3年度築上町一般会計補正予算（第5号）を別紙のとおり提出する。

議案第48号令和3年度築上町水道事業会計補正予算（第1号）について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第24条第3項の規定により、令和3年度築上町水道事業会計補正予算（第1号）を別紙のとおり提出する。

令和3年9月2日、築上町長新川久三。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 議案第47号は、令和3年度築上町一般会計補正予算（第5号）でございます。

本補正予算案は、既定の歳入歳出予算の総額120億8,753万5,000円に3億1,946万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を124億699万7,000円と定め

るものでございます。

歳出の主なものは、新型コロナワクチン接種事業4,169万円、防災拠点の設置及び災害時相互支援体制構築事業、これはB&Gからの一応事業でございますけれども、予算的には2,427万4,000円、それから小学校講堂電灯改修事業3,540万円、八津田小学校建設事業6,500万円、前年度補助金精算による国県返還金が6,931万5,000円などがございます。

歳入の主なものは、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金ということで3,446万3,000円、防災拠点総合支援体制構築事業助成金2,283万3,000円、それから米軍再編訓練移転の交付金が8,600万円、それから学校施設環境改善交付金3億3,577万円、それからあとは、一般財源の普通交付税を9,923万3,000円を充当いたすところでございます。

その他、地方債の追加を1件、変更を2件計上させていただいております。

よろしく御審議を頂き、御採択をお願い申し上げます。

それから、議案第48号は、令和3年度築上町水道事業会計補正予算（第1号）でございます。

本補正予算案は、既定の収益的支出を1,070万7,000円ほど増額し、総額4億5,863万8,000円に、収益的収入を2,000万円減額いたしまして、総額4億4,484万1,000円に改めるものでございます。

内容としては、人事異動に伴う人件費の補正でございます。

また、支出については、置石配水池追塩施設設計及び水道管布設替の工事現場管理費を追加計上するものでございます。収入については、他会計補助金を減額するものでございます。

以上でございます。

よろしく御審議を頂き、御採択をお願い申し上げます。

---

**日程第7. 認定第1号**

**日程第8. 認定第2号**

**日程第9. 認定第3号**

**日程第10. 認定第4号**

**日程第11. 認定第5号**

**日程第12. 認定第6号**

**日程第13. 認定第7号**

**日程第14. 認定第8号**

**日程第15. 認定第9号**

○議長（武道 修司君） お諮りします。日程第7、認定第1号令和2年度築上町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第15、認定第9号令和2年度築上町下水道事業会計歳入歳出決算の認定についてまでを、会議規則第37条の規定により一括議題としたいが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 異議なしと認めます。よって、認定第1号から認定第9号までを一括議題といたします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。椎野企画財政課長。

○企画財政課長（椎野 満博君） **認定第1号**令和2年度築上町一般会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和2年度築上町一般会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

**認定第2号**令和2年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和2年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

**認定第3号**令和2年度築上町奨学金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和2年度築上町奨学金貸付事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

**認定第4号**令和2年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和2年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

**認定第5号**令和2年度築上町霊園事業特別会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和2年度築上町霊園事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

**認定第6号**令和2年度築上町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和2年度築上町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

**認定第7号**令和2年度築上町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和2年度築上町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

**認定第8号**令和2年度築上町水道事業会計歳入歳出決算の認定について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和2年度築上町水道事業会計歳入歳

出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

**認定第9号**令和2年度築上町下水道事業会計歳入歳出決算の認定について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和2年度築上町下水道事業会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和3年9月2日提出、築上町長新川久三。

○議長（**武道 修司君**） 新川町長。

○町長（**新川 久三君**） 認定第1号は、令和2年度築上町一般会計歳入歳出決算の認定でございます。

歳入総額が165億7,930万5,042円でございます。歳出総額が157億1,366万4,585円、歳入歳出差引額は8億6,564万457円です。

このうち、翌年度へ繰り越した一般財源は1億4,458万8,000円を、繰り越しているところで、実質収支額は7億2,105万2,457円、そしてあとは単年度収支につきましては、マイナスの8,705万3,469円、それから、実質単年度収支は8,495万8,730円のマイナスということになっておると、実質単年度収支もマイナスということで、若干繰越金を充当しておるとというのが現状でございます。

次に、認定第2号でございますけれども、令和2年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定でございます。

歳入総額530万1,304円、歳出総額が1億5,526万4,236円、歳入歳出予算の総額は1億4,996万3,202円の赤字となっております。

この不足額は、令和3年度の一応予算から歳入繰上充用金ということで補填をしておるところでございます。これはもう、毎年のごとでございますけれども、非常に滞納額が多くて収納が少ないという状況で、本年度の収納も421万152円ということで、僅かではございますけれども、職員が努力して収納に一応努力しているところでございます。

次に、認定第3号令和2年度築上町奨学金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定でございます。

本認定は、歳入総額が545万9,291円、歳出総額が303万9,154円ということで、差引き242万137円の黒字となっております。

なお、貸付金額は、2年度の貸付が4件で216万円ということでございます。滞納分も若干179万ほどございますが、昨年は20万円ほど収納をしておるところでございます。

認定第4号令和2年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計歳入歳出決算の認定でございます。

歳入総額5万円、歳出総額ゼロ。歳入歳出差引額は5万円です。

本事業は、椎田駅前周辺活性化促進事業貸付金の返済金の回収業務を行っておりますが、滞納

者が現在全くの一応納付がございません。滞納金額は1,283万4,472円となっておりますところでございます。

認定第5号令和2年度築上町霊園事業特別会計歳入歳出決算の認定でございます。

本認定は、歳入総額が243万1,410円、歳出総額が242万9,314円ということで、歳入歳出差引額は2,096円でございます。

過去5年間の販売実績という形でございますけれども、大が19基、中が29基、小が130基、計178基ということで、令和2年度は小が2基のみ販売いたしておるところでございます。

次に、認定第6号令和2年度築上町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定でございますが、歳入総額20億9,553万5,980円、歳出総額は20億2,316万9,156円、歳入歳出差引額は7,236万6,824円となっておりますところでございます。一時、赤字会計でございましたけど、現在は一応、これは黒字の会計となっておりますところでございます。

認定第7号令和2年度築上町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定でございます。

歳入総額は、3億4,582万4,848円、歳出総額は3億3,439万7,252円、歳入歳出差引額は1,142万7,596円ということでございます。これは、県に納付する、一応広域連合のほうに納付する料金を町のほうで収納して納めるものでございます。

次に、認定第8号令和2年度築上町水道事業会計歳入歳出決算の認定でございますが、収益的収支の総収益が4億4,467万1,672円、総費用が3億7,467万4,160円で、当年度純利益は6,999万7,512円となっておりますところでございます。資本的支出については、消費税込みで総収入6,000万9,637円、総支出額が9,857万9,348円となっており、不足額3,856万9,711円は、過年度分損益勘定留保資金及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補填をいたしたところでございます。

最後に、認定第9号でございますが、令和2年度築上町下水道事業会計の歳入歳出決算の認定でございます。収益的収支の総収益が5億8,275万2,499円、総費用が5億4,690万2,154円で、当年度純利益は3,585万345円となっております。

資本的収支については、消費税込みで総収入が4億9,216万9,400円、総支出額が6億1,571万1,357円となっており、不足額1億2,354万1,957円は、過年度分損益勘定留保資金及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補填をいたしたものでございます。

なお、認定第1号から第9号におきましては、主な施策等について、決算附属資料に提示しておるところでございますので、それを参照しながら、よろしく御審議を頂き、御認定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（武道 修司君） ここで、代表監査委員に決算の監査の報告を求めます。代表監査委員の尾座本雅光さん、お願いいたします。

○代表監査委員（尾座本雅光君） おはようございます。

それでは、令和2年度の築上町の各会計の歳入歳出決算の監査報告をさせていただきたいと思っております。私は、申し遅れましたですけれども、代表監査委員をいたしています尾座本です。

築上町の令和2年度決算における審査を、7月の1日から8月の13日にかけて、町監査事務局におきまして、丸山監査委員さんと実施させていただきました。その結果につきまして御報告を申し上げます。

令和2年度一般会計、特別会計の総決算額になりますけれども、歳入が190億3,390万7,605円となっております。歳出は182億3,196万3,697円となっております。実質収支は6億5,735万5,908円の黒字となっております。

単年度収支及び実質単年度収支につきましては、それぞれマイナスとなっております。そのマイナスの要因というのは、考えられるのは、防災無線の施設の整備事業というのが一般財源から出ています。それから、市庁舎の建設事業に一般財源分が挙げられています。それが要因じゃないかというふうに思われます。

それから、令和2年度の決算統計調査では、経常収支比率は98.2%と、前年度より0.2%の改善となっております。また、財政力指数につきましても、0.35%と、前年度より0.01ポイントの改善となっております。それからまた、一般会計、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計におきましては、それぞれ不納欠損処理が行われているものでありますが、負担の公平性の確保をするためにも、十分な対策を行い、さらなる欠損額の縮減に努めていただきたいと思っております。

また、念願でありました新庁舎も立派に完成したところであります。そして、旧庁舎からの引っ越しも無事終了したところでございます。しかし、現在、収束が見通せない新型コロナウイルスの感染拡大により、国内外を問わず経済的に大きな打撃を受けている状況もあります。今後、この新型コロナウイルスの感染が長引けば、イベントや営業活動縮小により、経済活動が低迷し、財源である税収が落ち込み、国、地方ともに財政的に厳しい状況になるのではないかと懸念しております。事業を行うに当たりましては、当然職員は、その必要性や重要性を十分に理解し、検討し、必要なものでないものと必要というものと整理して、効果的な予算配分となるさらなる財源確保に努力されることを強く要望しておきたいと思っております。

次に、水道事業会計決算の報告ですけれども、総収益は4億4,467万1,672円となっております。当年度純利益が6,999万7,512円でした。収益の根幹となる有収率、有収率というのは非常に難しいので、担当課に聞いたんですけれども、説明を受けたんですけれども、当然、水が

売れないというか、買ってくれないというか、こぼれているというか、要するに土管が割れてお金にならないような水が外にあふれ出ているというような現象をいうそうです。本年度は79.9%で、前年度より2.3%減少しています。ですから、その原因究明に努めて、有収率の向上等に努力されることを要望いたしたいと思います。

水道事業の今後の経営につきましては、的確な経営分析によるさらなる経費削減、長期的な視野に立った施設の維持管理や更新等に総合的に取り組み、将来を見据えた持続的な水道事業の経営に努力されることを要望しておきたいと思います。

次に、下水道事業会計決算の報告になりますけれども、総事業費は5億8,275万2,499円となっております。当年度純利益額は3,585万345円です。下水道事業は生活環境の改善や公衆衛生の向上、河川等の公共水域の水質保全など、町の健全な発展に欠くことのできないものでありますので、町民生活を支える重要な基盤でもあります。町民が安全で快適な生活を送るためにも、適切な事業運営に努力されることを要望いたします。

また、最後になりましたが、令和2年度は、年度途中の機構改革や年末における新庁舎の引っ越し作業などがあり、大変な苦勞であったと思われまゝです。職員においては十分な日常業務が非常に負担になっていたのではないかと思いますけれども、その中で、新聞紙等で御覧になった方もいらっしゃると思いますけれども、職員の不祥事、事件も発生しております。今年度は、所属長も細心の注意を払って、適切かつ速やかな事務処理を行っていただくとともに、各課において、チェック体制というのを非常に厳しく強化してもらいたいというふうに、監査委員としては思っているところではあります。再びこのようなことがないよう、強く要望いたします。最後には、こういうような小言のことを言いましたけれども、そのことにつきましては、令和3年度、つきましては、ぜひ、ないようにお願いいたします。

以上をもちまして、監査報告といたします。以上でございます。御静聴ありがとうございました。

○議長（武道 修司君） どうもお疲れさまでした。

日程第16. 議案第49号

日程第17. 議案第50号

日程第18. 議案第51号

日程第19. 議案第52号

日程第20. 議案第53号

日程第21. 議案第54号

日程第22. 議案第55号

○議長（**武道 修司君**） お諮りします。日程第16、議案第49号築上町個人情報保護条例等の一部を改正する条例の制定についてから、日程第22、議案第55号築上町過疎地域持続的発展計画についてまでを、会議規則第37条の規定により一括議題としたいが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 異議なしと認めます。よって、議案第49号から議案第55号までを一括議題といたします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。元島総務課長。

○総務課長（**元島 信一君**） **議案第49号**築上町個人情報保護条例等の一部を改正する条例の制定について、標記条例案を別紙のとおり提出する。

**議案第50号**築上町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、標記条例案を別紙のとおり提出する。

**議案第51号**築上町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、標記条例案を別紙のとおり提出する。

**議案第52号**築上町企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について、標記条例案を別紙のとおり提出する。

**議案第53号**京築広域市町村圏事務組合を組織する市町村数の減少及び京築広域市町村圏事務組合規約の変更について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、令和4年3月31日限り、京築広域市町村圏事務組合から行橋市及び京都郡苅田町を脱退させ、令和4年4月1日から、京築広域市町村圏事務組合規約を別紙のとおり変更する。

**議案第54号**京築広域市町村圏事務組合からの行橋市及び京都郡苅田町の脱退に伴う財産処分について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第289条の規定により、行橋市及び京都郡苅田町が京築広域市町村圏事務組合から脱退することに伴う財産処分について、別紙のとおり関係市町の協議の上定める。

**議案第55号**築上町過疎地域持続的発展計画について、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第8条第1項の規定により提出する。

令和3年9月2日、築上町長新川久三。

○議長（**武道 修司君**） 新川町長。

○町長（**新川 久三君**） 議案第49号は、築上町個人情報保護条例等の一部を改正する条例の制定についてでございます。本条例案は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律第55条により、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が改正され、その根拠となる条項が移動し、築上町個人情報保護条例の一部を改正するものでございます。

中身については、一応今まで総務大臣だったのを内閣総理大臣に変更することと、それとあとは、法律の条項を、一応号数訂正ということで、法律を改正させていただいて、適応する条例が、号数が移動するものでございます。

次に、議案第50号は、築上町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定でございます。本条例案は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正が施行されたために、本町においてもこの運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものでございます。

なお、改正の内容点は、いわゆる連携協力を行う施設として適切に確保しなければならないなどと、それから用語整理の改正でございます。

次に、議案第51号築上町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定でございますが、本条例案は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する省令が一応施行されまして、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令がまた施行されました。よって、築上町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の改正をするものでございます。

基本的には、今申したように、基準が変わったというようなことで、本町においても、この条例で基準を変えるというものでございます。

次に、議案第52号築上町企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定でございます。本条例案は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴い、過疎地域における地方税の減収補填措置の拡充により、対象業種を拡大及び建替えについて記載する必要があるため、築上町企業立地促進条例の一部を改正するものでございます。

改正内容といたしましては、情報通信業又は情報通信技術利用業を営むために必要な施設から、これを情報サービス業等に改めるものでございます。それから、農林水産物等販売業を営むために使用する施設、これは新規に追加するものでございます。対象となる設備投資、建替えも、これは新規という形ですものものでございます。

以上でございます。

それから、議案第53号京築広域市町村圏事務組合を組織する市町村数の減少及び京築広域市町村圏事務組合規約の変更についてでございます。本議案は、かねてから、一応皆さんとも御検討させていただいておりました広域圏の在り方ということで、行橋メディカルセンター事業と、それから広域消防事業を、基本的には分割するという考え方の中で、方式としては、行橋京都メディカルセンター事業を広域圏の中で廃止すると、それで消防事業をそのまま残すということでご

ございます。それによって、本規約は、行橋市と苅田町の広域圏からの脱退を承認していただくという議案でございます。

次に、議案第54号は、53号に関連いたしまして、脱退したときの財産分与ということで、これはメディカルセンター分を、一応処分するという形になろうかと思えますけれど、その一応議案という形でございます。

それから、議案第55号は、築上町過疎地域持続的発展計画についてということで、本案は、過疎地域自立促進特別措置法が本年の3月31日で失効いたしました。そして、新たに過疎地域の持続的発展に関する施策を総合的、計画的に推進するために、新たに制定された過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法ということで、特措法になりましたが、これに基づきまして、過疎計画を、本議会に一応提案して議決を頂くものでございます。

よろしく御審議を頂き、全ての議案、よろしくお願ひ申し上げたいと思えます。

以上です。

---

○議長（武道 修司君） それでは、議案に対する資料要求及び常任委員会において、所管委員会以外の議案質疑を希望される議員は、所定の様式を事務局まで提出してください。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これで散会いたします。お疲れさまでした。

午前11時00分散会

---